

## 社会福祉法人トペラ福祉会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人トペラ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、当該年度初めの会議出席時に、支給する。

### (報酬等の算定方法)

第5条 報酬については、別表1に定める額とする。

### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和元年6月15日より施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表 1

評議員

	報酬の額
評議員会への出席	年額 10,000 円 (源泉所得税徴収後)
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000 円 (源泉所得税徴収後)

理事

	報酬の額
理事会への出席	年額 10,000 円 (源泉所得税徴収後)
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000 円 (源泉所得税徴収後)

監事

	報酬の額
評議員会、理事会、監事監査等への出席	年額 10,000 円 (源泉所得税徴収後)
上記の他、法人業務のための出勤	日額 5,000 円 (源泉所得税徴収後)

※税額乙欄を適用